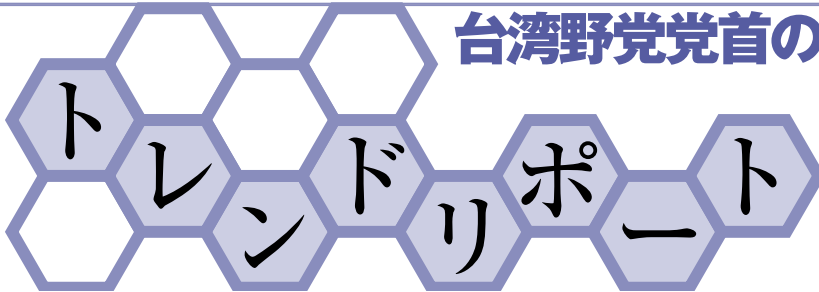


中国による反国家分裂法制定と 台湾野党党首の中国訪問

竹内孝之



● 中台関係をめぐる最近の経緯

(1) 中国による反国家分裂法の制定
台湾で第二期陳水扁政権が発足した昨年五月、中国が台湾を対象とした国家統一法の制定を検討していると報じられた。一月二日、台湾立法委員選挙が実施され、野党ブルー陣営が過半数を占めた。一七日には中国による反国家分裂法（以下、反分裂法）制定に向けた動きが報じられた。同法案は二九日に人民代表大会常務委員会を通過し、今年三月一四日の人民代表大会で可決された。

当初より、同法案は台湾への武力行使を規定するものと予想された。そのため、台湾のみならず、日米も同法案に懸念を表明した。そこで中国は二月、米国の陳雲林・國務院台湾事務弁公室主任を、日本に孫亜夫・同副主任を派遣して、同法案が「現状変更」を意図しない旨、日米の理解を求めようとした。しかし、三月八日に同法案の内容が公開されると、やはり「非平和的手段」が規定されていた（草案では第九条、成立後は第八条）。

(2) 台湾での反応

台湾側では関係改善の努力が続けられた。一月十五日には旧正月のチャーター航空便が初めて中台を直航（ただし、香港上空を通過）することで合意された。しかし、三月八日の同法案の公表後、台湾の行政院大陸委員会（以下、陸委会）は中国が「台

湾を武力併合する意図を露にした」と非難した。また台湾世論の九三%が同法に反対した（国策研究院の世論調査による）。しかし、『人民日報』（中国共産党機関紙）と新華社（中国政府直属の通信社）は「台湾世論が反分裂法に賛成している」と報道したため、陸委会はこれを歪曲報道だとして、両社の台湾での取材許可を取消した。立法院では、中国に抗議するため、台湾團結連盟（以下、台連）の「反侵略和平法案」や親民党の「海峡兩岸和平促進法案」が提案されたが、いずれも不成立となった。

一方、三月二六日付け『経済日報』（台湾）は、許文龍・元奇美グループ会長の「引退宣言」を掲載した。許氏は民進党の支援者であったが、「引退宣言」では①台湾と中国（大陸）は「一つの中国」に属する、②台湾独立を支持していない、③反分裂法制定に関心を寄せている、と述べた。ただし、同氏の引退は昨年のものであり、「引退宣言」の文章は中国独特の用語も含まれていたため、中国側の圧力に屈したものだと言われた（なお、奇美グループはその後、中国事業拡大に動いたため、中国側から見返りを得たとの疑惑もある）。

さらに、三月二八日から江丙坤・国民党副主席が訪中した。そして三〇日、陳雲林・中国共産党台湾事務弁公室（國務院同弁公室主任を兼任）主任との間で一〇項目の合意を発表した（中国側では一二項目）。さらに、三二日の賈慶林・全国政治協商会

議主席との会談では連戦・国民党主席の訪中を要請された。これを受け、連戦・国民党主席は訪中し（四月二六日～五月三日）、胡锦涛・中国共産党総書記との会談で五項目からなるコミュニケーションを発表した。さらに宋楚瑜・親民党主席も続いて訪中し（五月五～一三日）、やはり胡総書記との会談において、六項目からなるコミュニケーションを発表した。

● 台湾野党党首は、なぜ訪中したのか？

こうした台湾側の事情について、野党党首による訪中を中心に、分析を行いたい。

国民党は、昨年一二月の立法委員選挙後、陳水扁政権への揺さぶりを強めた。最初に江丙坤を行政院長（首相）に任命するよう陳總統に迫ったが、拒否された。そこで次に、一月のチャーター便交渉では、台湾政府から委託を受けた交渉団より少し先に、章（蔣）孝嚴・立法委員らを中国に派遣した。国民党なら対中関係の改善や進展が可能だと有権者に印象付けようとしたのである。しかし、反分裂法の制定後は、訪中によって世論の反感を買うリスクも考えられたはずである。なぜ、江丙坤や連戦は敢えて訪中したのだろうか。

第一の理由は、野党ブルー陣営内の競争である。陳總統は立法院運営の円滑化のため、宋楚瑜・親民党主席に協力を求め、二月二四日に会談を行った。陳總統は以前に



提起した「五つのノー」（中国語は「四不一没有」）、「平和安定メカニズム構想」など穏健な対中政策や性急な憲政改革の自粛、エスニックグループの融和促進を再確認した。その代わり、親国民党は米国製兵器購入予算案などの立法院通過に関する協力と、昨年の総統選挙結果の受け入れを求められた。

民進黨と親国民党の合計議席は立法院の過半数を超える。両党が協力すれば、国民党は立法院の主導権を失う。また、陳政權が一月に死去した辜振甫・海峡交流基金会理事長の後任に宋楚瑜を立て、対中関係の改善を模索する動きもあった。こうして国民党は巻き返しを迫られ、連戦・同党主席の訪中を打ち出した。だが、今度は宋楚瑜・親国民党主席が国民党を巻き返すため、訪中に踏み切り、結果的に親国民党と民進黨との関係悪化を招いた。国民党の巻き返しは、ひとまず成功したように思われる。

第二の理由は国民大会代表選挙（五月一四日）である。国民大会の任務は憲法改正の承認だけである。（詳細は、本誌四〇ページ参照）しかし、各党が支持率を確認し、勢力を誇示する機会になる。そのため、同選挙前に訪中し、得点稼ぎが必要であった。特に宋楚瑜の状況は深刻であった。親国民党は陳宋会談での妥協をめくり賛否が割れた。同選挙の不振は、親国民党解体の危機を招く危険もある。そのため、宋楚瑜は連戦より早い訪中を目指したが、叶わなかった。

同選挙で国民党は得票率を伸ばし、親国民党は惨敗に終わった。ただし、訪中の順番による影響とは考えにくい。むしろ二大政党制に対する世論の期待が原因であろう。第三の理由は、中国側が曖昧な表現を用いながら、台湾世論に関係改善の期待を抱かせる戦術を講じたことである。この点は、次節で詳述する。

●反国家分裂法の曖昧さ

そもそも、なぜ中国は反分裂法を制定したのだろうか。中国側の主張と同法の条文をみると、「台湾独立」の阻止と現状維持が目的であるという。では、中国側のいう「台湾独立」の定義や現状認識は、どのようなものであろうか。

（1）現状認識の曖昧さ

まず同法の名称からは、中国は未だ分裂していないとの現状認識が見受けられる。第二条には「世界に一つだけの中国があり、大陸と台湾はともに一つの中国に属する」とある。「大陸」とは中国の実行支配領域である。一見、台湾と大陸は平等な位置づけに見える。だが、他の条文には、「中国」
 Ⅱ国家Ⅱ「大陸」政府と解釈せざるを得ない記述も多い。つまり、中国は台湾を「中華民国」として承認することを避けている。
 反分裂法の曖昧さは、台湾の国家統一綱領と共通点がある。ただし、台湾の同綱領は法律でなく、政府方針を示した行政文書である。たとえば、同綱領第三条「大陸と

台湾は同じく、中国の領土である」との記述は、反分裂法第二条に似ている。当時の台湾には「中華民国」版の「二つの中国」原則が残っており、「大陸」を「中華人民共和国」として承認できなかった。そこで、お互いの国号を伏せたのである。

（2）「台湾独立」の定義の曖昧さ

曖昧な現状認識は、「台湾独立」の定義も妨げている。「中華民国」が存在しないのなら、中華民国憲法も既に無効である。したがって同憲法の改正を通じた台湾の

「法理独立」（四一ページ参照）や、「中華民国」の台湾統治を違法とみなす「台湾地位未定論」（参考文献②を参照）は何ら脅威ではない。むしろ、中華民国体制の維持を重視する野党ブルー陣営と中国が対立するはずである。実際、中国は連戦・国民党主席の国家連合構想（二〇〇一年）に反対している。一国家二制度の他は、全てが「台湾独立」なのだろうか。

味さ

（3）「非平和的手段」の発動要件の曖昧さ
 また、国際的に問題視された「非平和的手段」（反分裂法第八条）の発動要件である「台湾による中国からの分裂」や「平和統一の可能性の完全な喪失」とは、具体的に何を指すのだろうか。「中華民国」版「二つの中国」原則から見れば、一九四九年の「中華人民共和国建国」こそが「中国」分裂の原因である。さらに中国は連戦・国民党主席の国家連合構想や、陳総統の統合論

(二〇〇一年)を拒否しており、自ら統一の可能性を閉ざしているようにも見える。台湾側から指摘がないため、中国は「中華人民共和国建国」について弁解を免れている。

また「非平和的手段」は台湾本島の攻撃の他、一九九六年のミサイル演習のような威嚇も考えられる。さらに、反分裂法は統一法から後退ないし譲歩したものだとの指摘もある(参考文献③を参照)。ただし、「非平和的手段」の発動にあたり、国務院・中央軍事委員会による解釈幅が大きいため(全国人民代表大会常務委員会へは報告のみが求められる)、将来に不安を残す。むしろ、統一法だったとしても、「非平和的手段」を排除し、分裂状態に関する認識と「中華民国」の扱いを明確にすれば、中台間の緊張に直結するとは限らない。

したがって、反分裂法は長期的な戦略に基ついて制定されたとは思えない。もし中国が平和統一の方法を真剣に考慮するのなら、反分裂法はその障害になりうる。いずれ、改正や廃止も必要になるかもしれない。

●台湾野党党首による訪中の意味

(1) 台湾世論の懐柔

分裂法の曖昧さは弱点でもある。しかし中国は、台湾の野党党首による訪中を実現させ、「非平和的手段」を撤回しないまま、平和ムードを醸し出した。また詳細を曖昧にしたまま、玉虫色の合意文書を発表し、

台湾世論に好印象を与えようとした。連戦や宋楚瑜との合意で、中国は以下の項目を盛り込んだ。

①一九九二年コンセンサスと平等な交渉
②平和メカニズム・相互信頼醸成

③経済(三通・農業協力・経済統合)

④W H O などの台湾の関与

しかし、いずれも、台湾の地位や名称が明確にならないと実現しない問題である。

中国は台湾が「中国台湾」(Taiwan, China)を名乗ることを要求している。これは香港(「中国香港」と同じ地位にあることを示す名称である。五月一六日、中国はW H O 事務局との間でW H O による台湾への関与について覚書を交わした。だが、それは台湾の求めるW H O 大会への代表団派遣ではなく、「中国台湾」の名義でW H O との技術交流を可能にするだけのものであった。また、農業協力については、中国側の台湾産農産物に対する関税免除を含むとされたが、それはW T O の最恵国待遇義務に違反する。

連戦とのみ合意した項目には、

⑤国共両党間の定期対話の実施

がある。これは中国が国民党を重視していることを示している。

(2) 連戦による院政の可能性

連戦・国民党主席は、訪中により国民党内の影響力やブルー陣営支持者の評判を高めた。七月に連戦は党主席を退任するが、次期主席候補である王金平・立法院院長、

馬英九・台北市長とも、連戦に名誉主席就任を求めると表明した。王金平は李登輝・前総統に近く、二〇〇四年総統選挙期間中に「台湾独立も選択肢の一つ」と発言したこともある。連戦の引退は中国にとつてリスクである。しかし、彼の院政により国民党の台湾化が抑制される可能性もある。

③ 民進党・親民党協力の解消

宋楚瑜・親民党主席は連戦・国民党主席よりも踏み込み、訪中時の合意に敢えて「一つの中国」原則や「台湾正名」・「法理独立」への反対を盛り込んだ。そのため、陳水扁総統や民進党との関係が悪化し、その協力関係は解消されてしまった。

●戦術的曖昧さの有効性と限界

昨年の台湾立法委員選挙後、中国は確かに台湾政治に対する影響力を発揮してきた。従来は台湾の統一派や今日のブルー陣営の要請を受けて、中国が李登輝政権や民進党に対して強硬な態度に出たり、慎重な対応にとどめたりしてきたと言われる。しかし、今回、中国は逆に台湾のブルー陣営を利用し、台湾政局を自らの好ましい方向に誘導しようとした。また、反分裂法の悪い印象を覆い隠し、台湾世論に中台の緊張緩和や国際参加の可能性といった一時の期待も抱かせた。台湾政策において、中国が以前より巧妙さを増したことは間違いない。

その成因は、中国側の曖昧な表現である。武力行使ではなく「非平和的手段」と述べ

た。「台湾独立」の定義は自ら語らず、台湾のブルー陣営に任せた。台湾のW H O「参加」問題を、W H Oによる台湾への「関与」とすり替えようとした。中国側は要人が台湾の野党党首に應對したが、多くは党の身分を用いた。しかし、中国側が政府としての対応を避け、台湾側も政府ではなく、政党のみが関与する限り、統一はありえない。このように過渡期の対応を続ける中国側の対応は「戦術的曖昧さ」と表現できる。

しかし、国民大会代表選挙におけるブルー陣営の得票率は、グリーン陣営に及ばなかった。中国が文言中で台湾と大陸を等しく並べるにとどまらず、台湾（「中華民国」）も国家であると承認すれば、グリーン陣営の支持者もブルー陣営に投票したかもしれない。そこまで踏み切れないことが、「戦術的曖昧さ」の限界と言える。

中国が将来「戦術的曖昧さ」を放棄する可能性は、極めて低い。しかし、台湾側では、台湾の地位を明確にしなから、統一を促進する戦略として、国家連合構想や統合論が提起された。また、「二国論」は誤解されがちだが、本来は「特殊な国と国の関係」という旧東西ドイツ関係をモデルとする統一促進案であった（参考文献①、④、⑤を参照）。さらに中国でも「国家連合に近い」連邦制について議論があるといわれている。

これらの議論を政策化するには、まず中

国政府による分裂状態の認知が不可欠である。それを避け続ければ、台湾では「台湾地位未定論」の普及する余地が生まれるかもしれない。

（たけうち たかゆき／アジア経済研究所地域研究センター）

《参考文献》

- ① 竹内孝之「兩岸経済統合の政治的意義と障壁」『現代中国』第七五号、現代中国学会、二〇〇一年。
- ② 彭明敏・黄昭堂『台湾の法的地位』東京大学出版会、一九八三年。
- ③ 門間理良「台湾海峡を巡る不均衡多角形の構図（二〇〇五年三月前半の動向）」『交流』No.78、交流協会、二〇〇五年四月十五日。
- ④ 張亜中『兩岸主權論』生智文化事業（台湾、一九九八年）。
- ⑤ 張亜中『兩岸統合論』生智文化事業（台湾、二〇〇一年）。